

下関市奨学金返還支援制度 登録企業募集要項

令和3年4月1日改正

下関市では、市内中小企業の人材確保を支援するとともに、若者の地元就職促進と奨学金返還の負担軽減のため、大学等^{※1}に進学し、貸与型奨学金を利用した新卒者が、市が認定した企業に就職し、市内に居住した場合、奨学金の返還額の一部を補助する支援制度を創設しました。

※1…大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る）及び水産大学校

つきましては、本制度を利用する大学等の新卒者の就職先となる「登録企業」を募集します。

1 登録企業の要件

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 下関市内に事業所を有する中小企業者^{※2}であること。

※2…中小企業基本法に規定する中小企業が対象です。

(2) 大学等の新卒者の採用予定があること。

(3) 市税の滞納がないこと。

(4) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(5) 労働基準法、職業安定法、その他労働関係法令に違反していないこと。

2 応募方法

別添「下関市奨学金返還支援補助金登録企業認定申請書」を持参、郵送又はメールにより担当課へ提出してください。

なお、応募は随時可能としますが、より多くの就活生の目に触れるようお早めにご応募ください。

3 認定方法

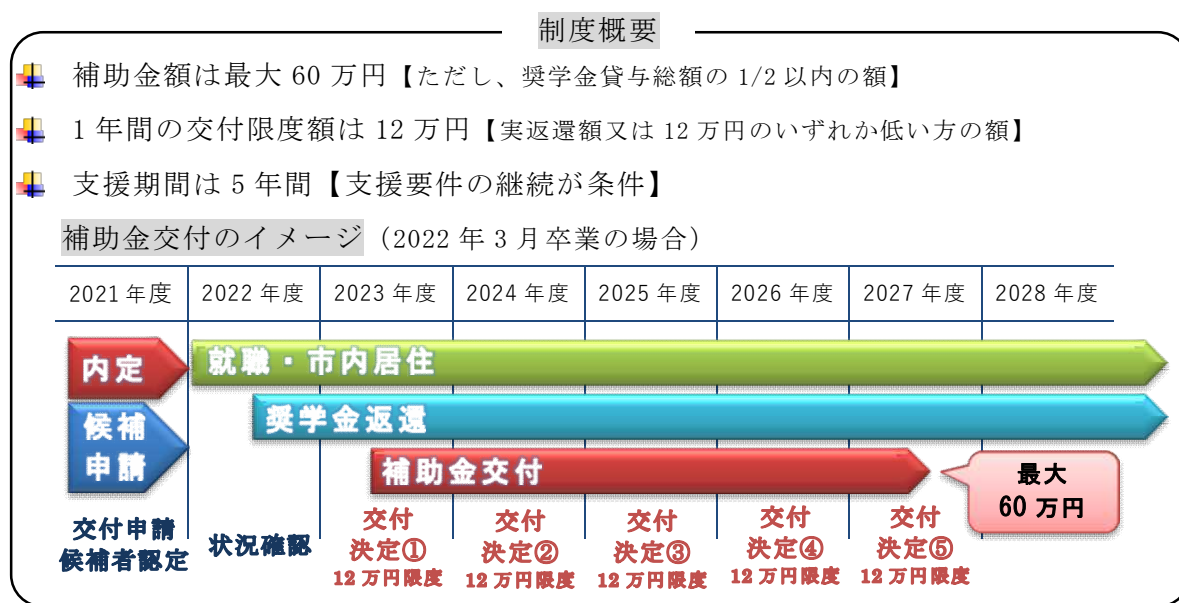
審査のうえ認定します。認定された企業には、「下関市奨学金返還支援補助金登録企業認定通知書」により通知します。

なお、認定企業は、随時、下関市ホームページ、しものせき jobnet アプリにて公開します。

また、認定を受けた企業が、登録企業の要件を満たさなくなった場合、ホームページ等での企業情報の公開を中止します。

4 新卒者への主な補助金交付要件

- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）もしくは下関市奨学金を借り受け、本市が「下関市奨学金返還支援補助金交付申請候補者」として認定した者であること。
- ・登録企業へ就職し、就業を継続していること。
- ・下関市内に住所を有していること。



5 提出先・問い合わせ先

下関市産業振興部 産業立地・就業支援課

〒750-0006 下関市南部町 21 番 19 号 下関商工会館 4 階

TEL:083-231-1310 FAX: 083-235-0910

Email: sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp